

【事業所提出用】

株 式 会 社 ヴ ィ ク ト リ ー
RE:Born式リハビリセンター追浜

指定通所介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(横須賀市指定 第 1471905636 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

※事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・経過的要支援」と認定された方が対象です。要介護認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用は可能です。

〔目 次〕

1. 事業経営法人	1
2. ご利用事業所	1
3. 事業所の職員体制	1
4. 業務日及び業務時間・サービス提供時間	2
5. サービス内容及びサービス提供地域	2
6. 当事業所における運営方針	2
7. 利用料金	3
8. 秘密保持	3
9. 苦情の受付について	4
10. 事故発生時の対応	4
11. 身体拘束の禁止	4
12. 非常災害対策	5
13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	5
【説明確認欄】	6

1. 事業経営法人

- (1) 法人名 株式会社ヴィクトリー
- (2) 法人所在地 横須賀市大矢部三丁目1番3号
- (3) 電話番号 046-830-5770
- (4) 代表者名 代表取締役 大野 健男
- (5) 設立年月日 平成14年10月4日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定通所介護
- (2) 指定年月日 平成26年8月1日
- (3) 事業所番号 神奈川県 第1471905636号
- (4) 事業所の名称 RE:Born式リハビリセンター追浜 TEL046-874-9780
- (5) 事業所長 管理者 鈴木 隆太
- (6) 開設年月日 平成26年8月1日
- (7) 利用定員 1単位目 20名(介護予防通所介護含む)
2単位目 20名(介護予防通所介護含む)
3単位目 15名(介護予防通所介護含む)
4単位目 15名(介護予防通所介護含む)

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
1. 管理者	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護計画の作成も行います。	1名 (常勤兼務)
2. 生活相談員	利用申し込みに係る調整及び相談援助を行うとともに、自らも通所介護サービスの提供にあたります。	1名以上 (常勤兼務)
3. 機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。	2名以上 (常勤兼務)
4. 介護職員	利用者の日常生活の介護及び相談援助を行います。	2名以上 (常勤兼務)
5. 看護職員	利用者の健康管理、身体における緊急時に対応を行います。	2名以上 (非常勤兼務)

4. 業務日及び業務時間

業務日：月曜日から土曜日（但し、12月30日から1月3日を除く）

業務時間：午前9時00分から17時00分まで

サービス提供時間：1 単位目 午前 9時00分 から 12時10分
2 単位目 午後 13時30分 から 16時40分
3 単位目 午前 9時00分 から 12時10分
4 単位目 午後 13時30分 から 16時40分

5. サービス内容及びサービス提供地域

(1) サービス内容

- ・通所介護サービス計画書の作成
- ・相談援助
- ・機能訓練
- ・介護サービス
- ・健康状態の確認
- ・送迎

(2) サービス提供地域

横須賀市 追浜町 夏島町 浦郷町 鷹取 湘南鷹取 船越町 浜見台 港が丘
田浦町 田浦大作町 田浦泉町
横浜市 金沢区 柳町 野島町 乙舳町 平潟町 大道 高舟台 朝比奈町 六浦町
六浦南 六浦東 逗子市

6. 当事業所における運営方針

- (1) 株式会社ヴィクトリーが開設するRE:Born式リハビリセンター追浜は、社会福祉の精神を尊び介護保険法の理念に基づき、関係法令及び利用契約書に従い、要介護状態にある高齢者に、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の健康保持及び自立支援を図り、適正な通所介護サービスを提供することを目的とします。
- (2) 事業所は、ご利用者の方々の意思を尊重し、個人の尊厳に配慮しながら、明るい雰囲気の中で、心身の特性をふまえた介護計画（ケアプラン）等個別の計画に基づき、その有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、自己決定によるご利用者中心のサービスを提供します。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの調整に努めます。
- (4) 事業所は、利用者に提供するサービスの質の維持・向上を図るため、採用時 1 ヶ月間を研修期間とし、また職員に対し年2回以上及び必要に応じて継続研修を行います。
- (5) 事業所の職員は、事業所内・外で行われる研修に積極的に参加し、介護技術の向上と高齢者福祉に携わる者としての資質を高めるよう努めます。

利用料金表（令和6年 4月 1日現在）

介護報酬による利用者負担額（法定代理受領を前提とします）

【通所介護（1日あたり）3時間以上4時間未満】

通所介護費（1回につき）	地域単価	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	10.54円	370単位	390円	780円	1,170円
要介護2	10.54円	423単位	446円	892円	1,338円
要介護3	10.54円	479単位	505円	1,010円	1,515円
要介護4	10.54円	533単位	562円	1,124円	1,686円
要介護5	10.54円	588単位	620円	1,240円	1,860円
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ（1日につき）	10.54円	76単位	81円	161円	241円
個別機能訓練加算Ⅱ（1月につき）	10.54円	20単位	21円	42円	63円
※ADL維持等加算（Ⅰ）（1月につき）	10.54円	30単位	32円	63円	95円
※ADL維持等加算（Ⅱ）（1月につき）	10.54円	60単位	63円	126円	190円
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月2回まで）	10.54円	160単位	169円	338円	506円
科学的介護推進体制加算（1月につき）	10.54円	40単位	43円	85円	127円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	地域単価×介護報酬総単位数（基本単位+各種加算減算）×サービス別加算率×9.0%				

※ 利用者負担額＝1割 合計単位数×10.54（地域加算）－〔合計単位数×10.54（地域加算）×90％〕

※利用者負担額＝2割 合計単位数×10.54（地域加算）－〔合計単位数×10.54（地域加算）×80％〕

※利用者負担額＝3割 合計単位数×10.54（地域加算）－〔合計単位数×10.54（地域加算）×70％〕

※ 支払い方法は口座引き落としで原則毎月27日（土日・祝日に当たる場合は翌日）に行います。

※ 介護処遇改善加算の計算方法（合計単位数×4.3％）により上記の1回あたり利用者負担額が利用回数によって、1円～5円の違いが出る事があります。正確な金額は毎月請求書をお渡しますので、そちらでご確認下さい。上記の金額は目安としてお考え下さい。

8. 秘密保持

事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密事項は、在職中はもちろん退職後も他に漏らしません。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

●苦情受付担当者:管理者 鈴木 隆太

●受付時間:月曜日～土曜日 9:00～17:00

●苦情解決責任者:管理者 鈴木 隆太 ●連絡先:046-874-9780

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横須賀市民生局福祉 こども部介護保険課 給付係	所在地	横須賀市小川町 11 番地
	電話番号	046-822-8253
	FAX 番号	046-827-8845
	受付時間	年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日 8 時 30 分 から 17 時 15 分 迄
神奈川県 国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	横浜市神奈川区青木町9-1
	電話番号	045-453-6221(内線171・172)
	受付時間	年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日 8 時 30 分 から 17 時 15 分 迄
逗子市福祉部 介護保険課 高齢福祉係	所在地	逗子市逗5-2-16
	電話番号	046-873-1111(代表)
	FAX 番号	046-873-4520
	受付時間	年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日
横浜市 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険指導班	所在地	横浜市中区日本大通1
	電話番号	045-210-1111(代表)
	FAX 番号	045-210-8858
	受付時間	年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日 8 時 30 分 から 17 時 15 分 迄

10. 事故発生時の対応

(1) 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(2) 送迎中の交通事故については車両事故（車同士の事故）の場合は基本的に救急要請し、救急の判断に沿って対応します。

(3) 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

(4) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

11. 身体拘束の禁止

事業者はサービス提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等はいけません。また身体拘束等を行う場合には、その様子及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急事態に備え、とるべき措置について予め対策をたて、利用者及び職員の防災訓練を年 2 回以上行います。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施しておりません。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所

RE:Born式リハビリセンター追浜

説明者職名 管理者

氏 名 鈴木 隆太 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

〔利用者〕

住 所

氏 名

※この重要事項説明書は、厚労省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用者又はそのご家族等への重要事項説明のために作成したものです。